



平成 21 年 2 月 27 日

各 位

会社名 双 日 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 加瀬 豊
(コード番号 2768 東証第 1 部/大証第 1 部)
問合せ先 広報部長 稲田 隆
電話番号 03-5520-3404

上場子会社である日商エレクトロニクス株式会社の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 27 日開催の取締役会において、日商エレクトロニクス株式会社（コード番号 9865）（以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 11,464,600 株（対象者が保有する自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「所有株式数割合」といいます。）43.48%）を保有し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、対象者の主要株主である住友商事株式会社（所有株式数割合 21.85%。以下「住友商事」といいます。）が保有する対象者株式を除いた対象者の発行済全株式（但し、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。なお、対象者は平成 21 年 2 月 27 日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行っております。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、総合商社として物品の売買及び貿易業を中心に、国内及び海外における各種製品の製造・販売・サービスの提供に携わっている他、各種プロジェクトの企画・調整・コーディネーターとしての機能の発揮、各種事業分野への投資及び金融活動等、世界で多様な事業を行っております。当企業集団にてかかる事業を推進する関係会社は、平成 20 年 12 月 31 日現在で子会社 399 社、関連会社 209 社の計 608 社（内、連結対象会社 568 社）から構成されております。

当社は、これら事業を、種類別に「機械・宇宙航空」「エネルギー・金属資源」「化学品・合成樹脂」「建設・木材」「生活産業」の 5 つのセグメントに分類しております。このうち「機械・宇宙航空」セグメントの中の情報・機電本部では、国内を中心にネットワークインテグレーション事業、インターネットデータセンター（iDC）事業、企業向け IT ソリューション事業等、情報産業分野における ICT（Information and Communication Technology）ソリューション事業に取り組んでおります。

当社は、推進する ICT ソリューション事業をより効果的に展開するためには、対象者と事業戦略を合致させ一体となった事業展開が不可欠であると考えております。また、対象者が築き上げてきたネットワーク（情報通信設備）関連事業の実績をベースに、当社が総合商社として持つ海外事業ノウハウを組み合わせることによって、今後大きな成長が見込まれるアジア市場において、対象者のネットワーク関連事業を展開していくことが可能であると考えております。

一方、情報産業業界においては、益々厳しくなる事業環境の中で生き残りを図る必要から、数年前より規模の拡大と機能の強化を目的とした企業統合等の大規模な再編の動きが出ており、当社もこの変化への対応が必要不可欠となっております。

対象者は、当社の情報・機電本部における中核事業会社の一つであり、エレクトロニクス関連デバイス類の販売、通信ネットワークの構築、企業向け IT 製品・サービスの提供等、ICT ソリューション関連を主な事業内容としております。

当社は対象者を連結子会社として、対象者の事業運営を支援してまいりました。しかしながら、現在、対象者の主たる事業領域である国内 ICT ソリューション関連市場は成熟化傾向が顕著となっており、ICT 製品の販売事業においては、商品ライフサイクルの短期化、製品単価の下落に加え、昨今の経済環境の急激な変化による顧客企業の ICT 分野への投資の抑制等により、国内の事業環境は今後も厳しさを増していくことが予想されることから、今後大きな成長が期待されるアジアを中心とした海外市場への事業拡大は重要な課題となっています。また、顧客ニーズの変化を背景にした IT 機能のサービス化（IT 機能をサービスとして利用できるようにすること）を含めた IT 関連サービスに対する需要は、今後様々な産業分野に広がっていくことが予想されており、こうした事業環境の変化の中で、製品販売主体からサービス主体の事業へと転換を図り、機能の強化と規模の拡大を図りつつ、付加価値の高い ICT ソリューションサービスを提供することにより、成長を維持していくことが最大の課題となっております。

このような状況下、対象者と当社が前述の課題を乗り越えていくためには、事業戦略上の機動的な意思決定を行い、当社グループの顧客ネットワーク及び事業運営ノウハウ、リソースを従来以上に活用していくことが最善であると考えております。今後の事業戦略の推進に向けた組織体制等につきましては現段階では決まっておりませんが、最善の形を実現するべく、今後対象者と共に検討を進めてまいります。

また、対象者の主要株主である住友商事とも協議を行った結果、当社及び対象者が推進する ICT ソリューション関連事業と住友商事グループが推進する ICT 関連事業との間で戦略的な連携を図ることにより、対象者における ICT ソリューション事業の拡大を加速し得るとの見解にて一致するに至りました。当社と住友商事は、平成 21 年 2 月 27 日付にて、対象者の株式共同保有に係る株主間契約書を締結しております。

以上にに基づき当社は、本公開買付けを行うことを決定いたしました。当社といたしましては、対象者が数多くの取引先との間で構築している商流を通じて、また、住友商事グループが有する商流を有効活用して、国内外の新たな商材開拓に取り組むことにより、対象者との連結運営による ICT ソリューション製品・サービスの流通機能の充実に注力してまいります。

（3）上場廃止となる見込みについて

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの

結果次第では、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程中の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果として上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続きを実行することにより、当社及び住友商事が合わせて対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することを予定していますので、その場合には上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

（４）当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は対象者の主要株主である住友商事（所有株式数割合第２位）との間で、株主間契約及び公開買付けに関する合意書を締結しており、これにより住友商事は、本公開買付けに応じる意図はなく、対象者の株式の上場廃止後、当社と協力して対象者の運営にあたる意図を有することとしております。また、当社と住友商事は、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り本公開買付けが成立することを条件として、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行使することを合意しております。

（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、当社が住友商事所有分と合わせて対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後、以下の方法により当社及び住友商事を除く対象者の株主に対して対象者株券等売却の機会を提供しつつ、当社及び住友商事が合わせて対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有する手続きを実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者において定款の一部変更を行い、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者定款の一部変更を行い、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することの議案を付議議案に含む臨時株主総会の開催、並びに上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、当社及び住友商事は上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、対象者が所有する自己株式を除く全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、かかる取得の対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式が 1 株未満の端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けにおける対象者株券等の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。

また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は対象者に対して、当社及び住友商事が合わせて対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することになるよう、当社及び住友商事以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記①ないし③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他の関連法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うに際しての必要な手続きに関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。なお、上記①ないし③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社及び住友商事の株券等所有状況並びに当社及び住友商事以外の対象者株主による対象者株券等の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社及び住友商事が合わせて対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社及び住友商事以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは上記株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱については、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株券等の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得し、その意見を参考としています（なお、当社は、野村証券からは公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。）。買付価格である1株当たり1,000円は、かかる野村証券による株式価値算定書及び意見を参考にしつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、当社が既存株主に対して対象者株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し決定したものです。本公開買付価格1,000円は、平成21年2月26日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値518円（小数点以下四捨五入）に対して93.05%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月26日までの過去1ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値508円（小数点以下四捨五入）に対して96.85%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月26日の対象者株式の終値512円に対して95.31%

(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを加えた金額になります。

一方、対象者は、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である三菱UFJ証券株式会社より取得した予備的価値評価分析資料を参考とし、また、対象者のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所からも法的助言を適宜得て、その内容を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、平成21年2月27日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、本公開買付け及びその完了後に予定している上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の①ないし③に記載の手続き等の実施について、賛同を表明する決議をしています。対象者の取締役会の決議は、決議に参加した取締役全員が賛成して行われた旨の報告を受けております。また、対象者の社外監査役を含むいずれの監査役も対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。なお、下記の通り当社と対象者との利益相反回避の観点から、対象者の取締役のうち、当社の執行役員又は当社の従業員との兼任である取締役2名は、上記の取締役会の審議及び決議には参加しませんでした。

更に、当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日に設定することにより、対象者株券等について他の買付者による買付け等の機会を確保し、これによっても、本公開買付けの公正性を担保しております。

(7) 利益相反を回避するための措置

対象者は、当社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。)に該当することから、利益相反回避の観点から、当社及び対象者は、第三者算定機関から公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していないものの、上記の通りそれぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしています。なお、対象者の役員を兼任している当社の取締役又は監査役はおりません。

加えて、対象者は、対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関して対象者のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所の意見を徴した上で、その内容を参考にし、平成21年2月27日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株券等の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。

対象者の取締役会の決議は、決議に参加した取締役4名全員が賛成して行われた旨の報告を受けております。また、対象者の社外監査役を含むいずれの監査役も対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。なお、利益相反回避の観点から、対象者の取締役のうち、当社の執行役員又は当社の従業員との兼任である瓦谷晋一及び鈴木義久は、上記の取締役会の審議及び決議には参加しませんでした。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	日商エレクトロニクス株式会社																							
② 事業内容	ITソリューション及び関連するサービスの提供																							
③ 設立年月日	昭和44年2月24日																							
④ 本店所在地	東京都中央区築地七丁目3番1号																							
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻 孝夫																							
⑥ 資本金	14,336百万円（平成21年1月31日現在）																							
⑦ 大株主及び持株比率 （注）	<table border="0"> <tr> <td>双日株式会社</td> <td>42.19%</td> </tr> <tr> <td>住友商事株式会社</td> <td>21.20%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> <td>3.45%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>3.37%</td> </tr> <tr> <td>ユービーエスエージーロンドンアカウントアイピー ビーセグリゲイテッドクライアントアカウント （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td>アンリツ株式会社</td> <td>1.84%</td> </tr> <tr> <td>シービーエヌワイデイエフエイインターナショナル</td> <td>1.11%</td> </tr> <tr> <td>キャップバリューポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日商エレクトロニクス社員持株会</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社</td> <td>0.73%</td> </tr> <tr> <td>エスジーエスエスエスジービーティールクス （常任代理人 香港上海銀行東京支店）</td> <td>0.70%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（平成20年9月30日現在）</p>		双日株式会社	42.19%	住友商事株式会社	21.20%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3.45%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.37%	ユービーエスエージーロンドンアカウントアイピー ビーセグリゲイテッドクライアントアカウント （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.97%	アンリツ株式会社	1.84%	シービーエヌワイデイエフエイインターナショナル	1.11%	キャップバリューポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）		日商エレクトロニクス社員持株会	0.87%	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	0.73%	エスジーエスエスエスジービーティールクス （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.70%
双日株式会社	42.19%																							
住友商事株式会社	21.20%																							
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3.45%																							
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.37%																							
ユービーエスエージーロンドンアカウントアイピー ビーセグリゲイテッドクライアントアカウント （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.97%																							
アンリツ株式会社	1.84%																							
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナル	1.11%																							
キャップバリューポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）																								
日商エレクトロニクス社員持株会	0.87%																							
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	0.73%																							
エスジーエスエスエスジービーティールクス （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.70%																							
⑧ 当社と対象者の 関係等	資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の43.48%の株式を保有し、対象者を連結子会社としております。																						
	人的関係	対象者の取締役6名のうち2名は当社の執行役員又は従業員です。																						
	取引関係	当社は、対象者に対し、主にシステム導入及び保守業務を委託しております。																						
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。																						

（注）持株比率は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合を記載しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 3 月 2 日（月曜日）から平成 21 年 4 月 13 日（月曜日）まで（30 営業日）
（以下「公開買付期間」といいます。）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関でもある野村証券より平成 21 年 2 月 27 日に提出された株式価値算定書を参考にしました。野村証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

(i) 市場株価平均法： 507 円から 512 円

株価採用期間		1 株当たり株式価値
算定基準日終値	平成 21 年 2 月 26 日	512 円
直近の重要事実公表日以降 19 営業日平均（注）	平成 21 年 1 月 30 日～2 月 26 日	507 円
算定結果		507 円～512 円

（注）直近の重要事実とは、平成 21 年 1 月 29 日に対象者より公表された「平成 21 年 3 月期 第 3 四半期決算短信」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」を指しております。

(ii) 類似会社比較法： 380 円から 916 円

(iii) DCF 法： 803 円から 1,475 円

(i) 市場株価平均法では、対象者の算定基準日を平成 21 年 2 月 26 日として、株価及び取引量を観測して直近の重要事実公表日以降 19 営業日平均及び算定基準日終値を元に株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 507 円から 512 円と算定されております。

(ii) 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 380 円から 916 円と算定されております。

(iii) DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報

等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が803円から1,475円と算定されております。

当社は、上記に加え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、当社が既存株主に対して対象者株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し決定いたしました。

本公開買付価格1,000円は、平成21年2月26日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値518円（小数点以下四捨五入）に対して93.05%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月26日までの過去1ヵ月間の対象者株式の終値の単純平均値508円（小数点以下四捨五入）に対して96.85%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月26日の対象者株式の終値512円に対して95.31%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

② 算定の経緯

(i) 検討の経緯

当社と対象者は、平成20年12月以降、当社グループの成長戦略について具体的な検討を開始し、これまで協議・検討を進めてまいりました。

対象者と当社が前述の課題を乗り越えていく為には、事業戦略上の機動的な意思決定を行い、当社グループの顧客ネットワーク及び事業運営ノウハウ、リソースを従来以上に活用していくことが最善であるとの結論に至りました。また、対象者の主要株主である住友商事とも協議を行った結果、当社及び対象者が推進するICTソリューション関連事業と住友商事グループが推進するICT関連事業との間で戦略的な連携を図ることにより、対象者におけるICTソリューション事業の拡大を加速し得るとの見解にて一致するに至り、当社は本公開買付けの実施を決定するに至りました。

(ii) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、野村證券より対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成21年2月27日に取得しております。

なお、野村證券からは本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。また、野村證券は、当社から独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

(iii) 意見の概要

野村證券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の評価を行いました。株式価値算定書によりますと、市場株価平均法では507円から512円、類似会社比較法では380円から916円、DCF法では803円から1,475円のレンジが、対象者の株式価値の評価結果と

して示されておりました。

(iv) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に比較検討し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、当社が既存株主に対して対象者株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年2月27日開催の当社取締役会において、最終的な本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株あたり1,000円と決定いたしました。

(v) 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

上記「1. 買付け等の目的 (6) 公正性を担保するための措置」に記載の通りです。

(vi) 利益相反を回避するための措置

上記「1. 買付け等の目的 (7) 利益相反を回避するための措置」に記載の通りです。

③ 算定機関との関係

当社又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 買付予定数	② 買付予定数の下限	③ 買付予定数の上限
株 券 等	9,143,280 株	一株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株	一株
合 計	9,143,280 株	一株	一株

(注1) 当社は、応募株券等の全部の買付けを行い、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しません。なお、本公開買付けにより当社が取得する株券等の数の最大の数(以下「最大買付株券等数」といいます。)は、対象者の第41期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(27,170,912株)から当社が所有する株式数(11,464,600株)及び対象者が保有する自己株式数(平成20年12月31日現在で800,432株)を控除した株式数(14,905,880株)です。但し、住友商事は、当社との間でその所有する全ての株券等について本公開買付けに応募しない旨の合意をしているため、本公開買付けの買付予定の株券等の数は、最大買付株券等数から住友商事が所有する全ての株式数(5,762,600株)を控除した9,143,280株です。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い、公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	114,646 個	(買付け等前における株券等所有割合 42.59%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	58,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.55%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	91,432 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	269,161 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月10日に提出した第41期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 9,143 百万円

(注) 「買付代金」は、買付予定の株券等の数(9,143,280株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

- ② 決済の開始日
平成21年4月20日(月曜日)

- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された場合には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付されます。
買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

- ④ 株券等の返還方法
後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回

等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びフないしソ、第 3 号イないしチ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付け代理人において契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに応募の受付を行った者の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 3 月 2 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。

ジョインベスト証券株式会社（復代理人） 東京都港区港南二丁目 15 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響は軽微です。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成 21 年 2 月 10 日に、第 41 期第 3 四半期報告書を関東財務局長に提出しております。当該四半期報告書の四半期連結財務諸表に基づく、対象者の連結損益状況等の概要は以下の通りです。

(i) 損益の状況

決算年月	第 41 期 第 3 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 12 月 31 日)
売上高 (千円)	34,732,592
売上原価 (千円)	26,170,058
販売費及び一般管理費 (千円)	7,900,237
営業外収益 (千円)	296,033
営業外費用 (千円)	31,763
四半期純損失 (千円)	△365,960

(ii) 1 株当たりの状況

決算年月	第 41 期 第 3 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 12 月 31 日) ／第 41 期 第 3 四半期末 (平成 20 年 12 月 31 日)
1 株当たり四半期 (当期) 純 損失 (円)	△13.61
1 株当たり配当額 (円)	—
1 株当たり純資産額 (円)	1,264.44

- ② 対象者は、平成 21 年 1 月 29 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該プレスリリースに基づく、通期業績予想の修正の概要は以下の通りです。

平成 21 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回 (平成 20 年 10 月 29 日) 発表予想 (A)	百万円 53,000	百万円 2,600	百万円 2,740	百万円 1,200	円 銭 44.56
今回発表予想 (B)	50,000	1,700	2,100	400	15.17
増減額 (B-A)	△3,000	△900	△640	△800	—
増減率 (%)	△5.7	△34.6	△23.4	△66.7	—
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月期)	54,406	2,324	2,468	△1,753	△63.53

平成 21 年 3 月期通期個別業績予想数値の修正 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回 (平成 20 年 10 月 29 日) 発表予想 (A)	百万円 48,000	百万円 2,600	百万円 2,700	百万円 1,200	円 銭 44.56
今回発表予想 (B)	45,000	2,100	2,300	500	18.96
増減額 (B-A)	△3,000	△500	△400	△700	—
増減率 (%)	△6.3	△19.2	△14.8	△58.3	—
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月期)	49,028	2,533	2,648	△1,920	△69.59

以上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引 (いわゆるインサイダー取引) 規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表 (平成 21 年 2 月 27 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻) から 12 時間を経過するまでは、日商エレクトロニクス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースは、当社による日商エレクトロニクス株式会社に対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

このプレスリリースには、日商エレクトロニクス株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース (若しくはその一部) 又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。